投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月31日

Asset Management One

新成長中国株式ファンド
愛称：シャングリラ

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券※1）	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式　一般」です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「新成長中国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年10月30日に関東財務局長に提出しており、2026年10月31日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］
アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2026年8月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆2,003億円
（2026年8月末現在）

委託会社への照会先
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として中国企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※中国企業とは、中国本土、香港および台湾の企業とします。

ファンドの特色

1 中国株式マザーファンドおよび中国本土株式マザーファンド第2号（以下総称して「マザーファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。

●当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

2 中国株式マザーファンドにおいて、香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場する中国企業の株式に主として投資します。

●台湾証券取引所やシンガポール取引所、ニューヨーク証券取引所などに上場する中国企業の株式に投資することがあります。また、中国企業の預託証書および中国企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資することがあります。

3 中国本土株式マザーファンド第2号において、中国の取引所に上場している人民元建ての株式（以下「中国A株」といいます。）、中国A株と投資成果が連動する債券および中国A株を主要投資対象とする投資信託証券に主として投資します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

4 中国経済の中長期的な成長の恩恵を受けると判断される銘柄を中心に投資を行います。

●ボトムアップ・リサーチを主体とする分析を通じて銘柄の選定を行います。
銘柄選定においては、主として以下のポイントに注目します。

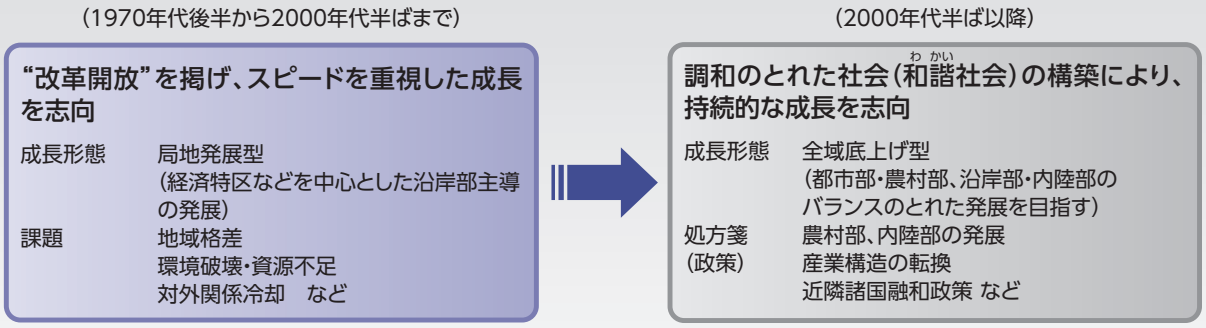
●都市部と農村部の格差解消
農村部や内陸部の発展により恩恵を受ける企業など

●産業構造の転換
新たなサービスを提供する企業、省エネルギー、環境保全に注力またはそれらに役立つ製品、サービスを供給する企業など

●近隣諸国との交易・交流の拡大
近隣諸国とのビジネスや人的交流の拡大で恩恵を受ける企業など

※上記のポイントは2026年10月30日現在のものであり、今後の政治、経済、社会情勢や市場環境の変化などにより変更となる場合があります。

中国の成長形態の変化



●株式（類似の投資成果が得られる債券、預託証書および投資信託証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※ただし、中国本土株式マザーファンド第2号において、現地市場が休場などの場合や市況動向によっては、一時的に株式の組入比率を引き下げる場合があります。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

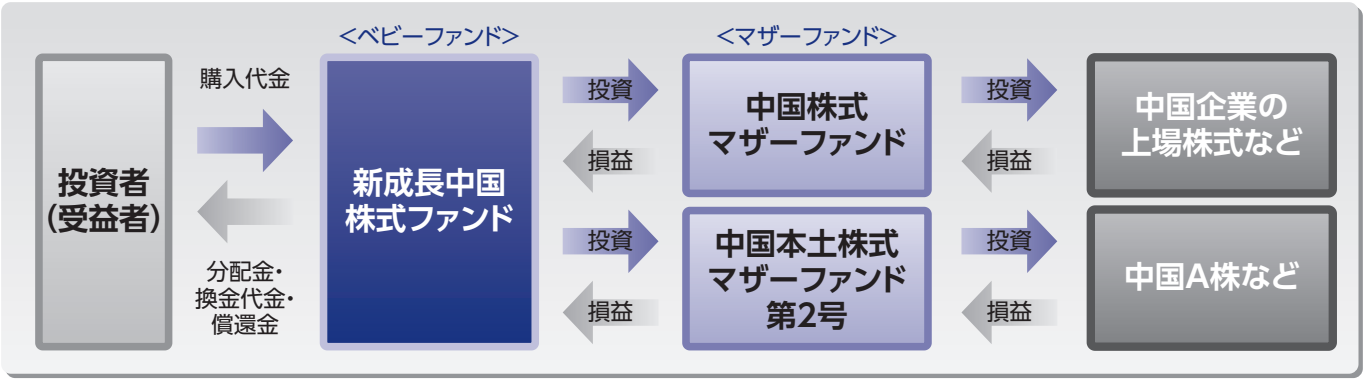
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で中国企業の株式などを直接組み入れる場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、年1回(毎年7月31日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。<u>これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</u>
<u>また、投資信託は預貯金と異なります。</u>

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。
投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

中国A株に関するリスク

中国の法令・制度等の変更は、基準価額に影響を与える要因となります。
当ファンドが実質的に投資対象とする中国A株は、QFII（適格国外機関投資家）制度の影響を受ける場合があります。例えば、政策変更などにより、国外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置がとられる場合があり、中国A株（中国A株と類似の投資成果が得られる債券などを含みます。）に関連する投資信託財産の資金回収処理が予定通り行われない可能性があります。また、中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。当ファンドが実質的に投資する中国A株（中国A株と類似の投資成果が得られる債券などを含みます。）について所得税などの課税が行われることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信　用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

投資リスク

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

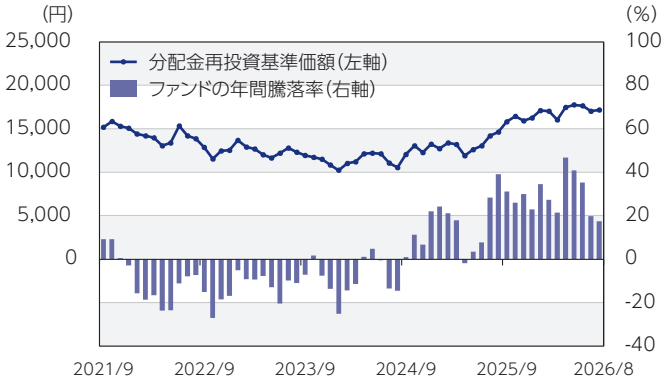
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

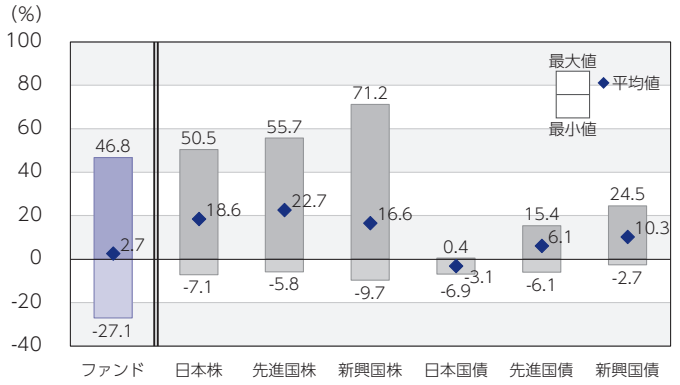
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年9月～2026年8月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

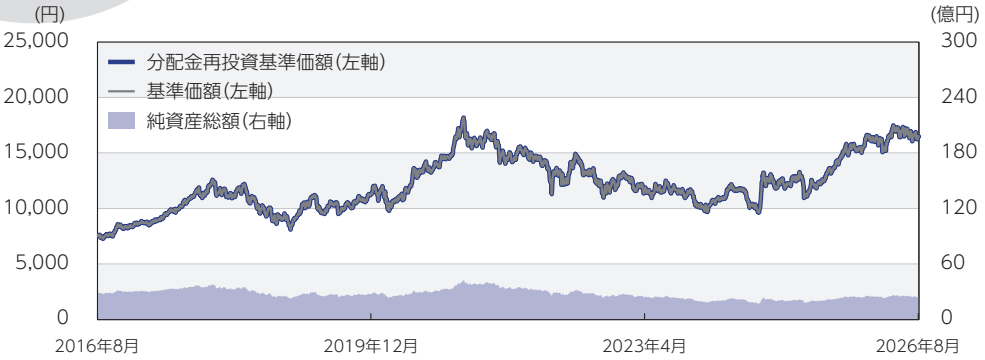
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2026年8月31日

基準価額・純資産の推移 《2016年8月31日～2026年8月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2007年11月30日)

分配の推移(税引前)

2022年 8月	0円
2023年 7月	0円
2024年 7月	0円
2025年 7月	0円
2026年 7月	0円
設定来累計	280円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	中国本土株式マザーファンド第2号	60.67
2	中国株式マザーファンド	38.95

■中国株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		98.34
	内　ケイマン諸島	47.21
	内　中国	33.79
	内　香港	11.38
	内　台湾	5.96
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.66
合計(純資産総額)		100.00

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	10.90
2	インタラクティブ・メディアおよびサービス	10.10
3	大規模小売り	9.94
4	半導体・半導体製造装置	6.76
5	保険	6.12

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	8.88
2	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	8.81
3	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	株式	香港	資本市場	4.04
4	AIA GROUP LTD	株式	香港	保険	4.03
5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	銀行	3.19
6	NETEASE INC	株式	ケイマン諸島	娯楽	3.12
7	ZIJIN MINING GROUP CO LTD	株式	中国	金属・鉱業	2.99
8	IND & COMM BK OF CHINA - H	株式	中国	銀行	2.97
9	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2.60
10	WEICHAI POWER CO LTD	株式	中国	機械	2.49

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2026年8月31日

■中国本土株式マザーファンド第2号

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		99.44
	内　中国	99.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		0.56
合計(純資産総額)		100.00

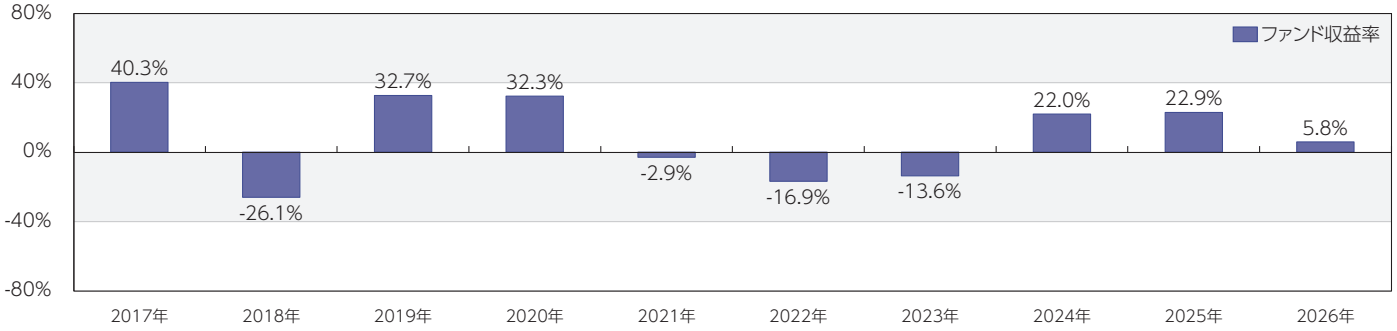
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	23.25
2	電気設備	10.53
3	機械	8.83
4	金属・鉱業	8.37
5	電子装置・機器・部品	8.14

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	株式	中国	半導体・半導体製造装置	5.61
2	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	株式	中国	電気設備	5.29
3	NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	株式	中国	半導体・半導体製造装置	5.03
4	ZIJIN MINING GROUP CO LTD	株式	中国	金属・鉱業	4.24
5	ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	株式	中国	半導体・半導体製造装置	3.24
6	CITIC SECURITIES CO LTD/CHINA	株式	中国	資本市場	3.16
7	SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	株式	中国	電子装置・機器・部品	2.71
8	BEIJING HUAFENG TEST & CONTROL TECHNOLOGY CO LTD	株式	中国	半導体・半導体製造装置	2.70
9	WEICHAI POWER CO LTD	株式	中国	機械	2.61
10	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	株式	中国	銀行	2.55

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月31日から2027年4月30日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •香港証券取引所の休業日　•上海証券取引所の休業日 •深圳証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2032年7月30日まで(2007年11月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •受益権の総口数が10億口を下回った場合 •信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.76%（税抜1.6%） 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.75%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分　配　時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.90%	1.76%	0.14%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年8月1日～2026年7月31日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。